

○栃木市自転車等の放置防止に関する条例

平成22年3月29日

条例第115号

改正 平成23年9月2日条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所等における自転車等の放置防止に関する措置を講ずることにより、歩行者等の安全を確保し、市民の良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 駅前広場、道路、公園その他公共の用に供する場所及びこれに準ずる場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置 自転車等が公共の場所等の駐車を認められた場所以外の場所に置かれている場合であって、当該自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態にあることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な施策の実施に努めなければならない。

(自転車等利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、自転車等を放置することのないよう努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(旅客運送事業者等の責務)

第5条 旅客運送事業者及び官公庁、商業施設、娯楽施設等大量の駐車需要を生じさせるものは、その利用者のために自転車等の駐車場の設置に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第6条 市長は、大量の自転車等の放置により、良好な生活環境が著しく阻害されている公共の場所等を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(放置禁止区域の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項の規定は、放置禁止区域の変更又は解除をした場合について準用する。

(自転車等放置の禁止)

第8条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置自転車等に対する措置)

第9条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、警告札を取り付け、時間を定め、当該自転車等を移動することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等を移動したときは、当該自転車等を相当の期間保管しなければならない。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所等に放置されている自転車等に対し、警告札を取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定による警告札を取り付けたにもかかわらず、相当の期間にわたり放置されている場合は、当該自転車等を移動し、保管することができる。

(保管した自転車等の措置)

第11条 市長は、第9条及び前条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者等に自転車等を返還するための必要な措置を講ずるものとする。

(費用の徴収等)

第12条 市長は、第9条及び第10条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、それに要した費用として規則で定める金額を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定める者については同項の費用の納付を免除することができる。

(放置自転車等の処分)

第13条 市長は、利用者等が明らかでない自転車等及び利用者等に引き取られない自転車等については、一定期間経過した後に当該自転車等を処分することができる。

(関係機関との協議)

第14条 市長は、この条例に規定する施策を実施するため必要と認めるときは、県、道路管理者、警察署、旅客運送事業者その他関係機関と協議するとともに協力を要請することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の栃木市自転車等の放置防止に関する条例（平成15年栃木市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(西方町の編入に伴う経過措置)

- 3 西方町の編入の日の前日までに、編入前の西方町交通安全条例（平成11年西方町条例第12号）（放置自転車の防止対策に関する部分に限る。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平23条例46・追加)

附 則（平成23年条例第46号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。